

次のとおり一般競争入札に付す。
 なお、本入札は平成十九年十一月十六日公告、平成十九年十一月二十八日開札された暖房用燃料単価契約に係る一般競争入札の仕様を変更した再度公告入札である。
 平成十九年十二月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び購入予定数量（一リットル当たりの単価契約とする。）
 - 重油 七万五千リットル
 - (二) 購入物品の仕様等
 - 日本工業規格一種一号
 - (三) その他入札説明書及び仕様書による。
- (三) 契約期間
 - 平成二十年一月一日（火）から平成二十年三月三十一日（月）まで
- (四) 納入場所
 - 秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - 秋田県出納局会計管財課（電話番号〇一八八六〇一―二七三―）
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年十二月十一日（火）から同月二十日（木）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 - 平成十九年十二月二十一日（金）午後一時三十分
 - 秋田県庁地下一階会計管財課入札室
- 五 入札保証金
 - 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規

則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法
 - 入札金額は一リットル当たりの単価とする。
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
 - 規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
 - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
 - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 - 詳細は、入札説明書による。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862 8766 FAX 863 0005
 E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp

購 読 料 金 一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 (税 込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

